千歳市告示第 243 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第19条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和　８年　10月　16日

千歳市長　横田　隆一

記

1　都市計画の種類
　千歳恵庭圏都市計画特別用途地区の変更

2　都市計画を定める土地の区域
　位置　千歳市柏台地区の一部
　（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3　縦覧場所
　千歳市企画部まちづくり推進課

都市計画変更の理由書

１．案件名

千歳恵庭圏都市計画特別用途地区の変更（千歳市決定）

２．都市計画決定経過

千歳恵庭圏都市計画特別用途地区は、昭和 59 年に当初決定した後、平成４年、５年、令和５年に区域の変更及び種別の変更を行い、都市的土地利用の実現を推進してきたところである。

３．都市計画変更の目的

令和３年３月決定の第７回区域区分の見直しにおける工業フレームを配分し、都市的な土地利用を図る予定の柏台地区を市街化区域に編入するとともに、工業地域を指定することから、工業地としての土地利用に加え、労働環境の向上や操業環境の維持に資する土地利用を図るよう、併せて特別用途地区を変更する。当該地区は、千歳市第３期都市計画マスタープランにおいて製造業や先端科学技術産業、研究開発などの活動を支える多機能複合型工業地の形成を図る地区として位置づけしており、新千歳空港などの広域交通機能を生かした工業市街地の形成を図る。

４．都市計画変更の内容

特別用途地区に特別工業地区（第５種特別工業地区）を追加し、柏台地区に指定する。

千歳恵庭圏都市計画特別用途地区の変更（千歳市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種　　類	面　　積	備　　考
特別工業地区 （第１種特別工業地区）	約　5.4ha	主な規制建築物 ・住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・一定規模を超えるボーリング場、スケート場、水泳場又はスキー場 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券発売所 ・図書館、博物館その他これらに類するもの
特別工業地区 （第２種特別工業地区）	約　29.9ha	主な規制建築物 ・第一種特別工業地区規制建築物 ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 ・火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設 ・一定規模を超える物品販売業を営む店舗
特別工業地区 （第３種特別工業地区）	約　43ha	主な規制建築物 ・住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券発売所 ・物品販売業を営む店舗又は飲食店（同地区内で事業の用に供する建築物を所有する者が設置するものは除く） ・図書館、博物館その他これらに類するもの（同地区内で事業の用に供する建築物を所有する者が設置するものは除く） ・ボーリング場、スケート場、水泳場又はスキー場
特別工業地区 （第４種特別工業地区）	約　56.4ha	主な規制建築物 ・住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券発売所 ・図書館、博物館その他これらに類するもの ・ボーリング場、スケート場、水泳場又はスキー場 ・物品販売業を営む店舗又は飲食店（同地区内で事業の用に供する建築物を所有する者が設置するものは除く）
特別工業地区 （第５種特別工業地区）	約　46.7ha	主な規制建築物 ・住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・一定規模を超えるボーリング場、スケート場、水泳場又はスキー場 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券発売所 ・図書館、博物館その他これらに類するもの ・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの ・物品販売業又は飲食業を営む店舗で一定規模を超えるもの
特別工業地区 （利便増進地区）	約　7.2ha	主な規制建築物 ・住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・一定規模を超えるボーリング場、スケート場、水泳場又はスキー場 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場又は勝馬投票券発売所 ・図書館、博物館その他これらに類するもの ・危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 ・火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設
合　　計	約 188.6ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由　　都市的な土地利用を図る予定の柏台地区を市街化区域に編入し、工業地域を指定することから、工業地としての土地利用に加え、労働環境の向上や操業環境の維持に資する土地利用を図るよう、併せて特別用途地区を変更する。

千歳恵庭圏都市計画特別用途地区　新旧対照表

種　類	面積（ha）		
	新	旧	増減
特別工業地区（第１種特別工業地区）	約　5.4ha	約　5.4ha	0
特別工業地区（第２種特別工業地区）	約 29.9ha	約 29.9ha	0
特別工業地区（第３種特別工業地区）	約　43ha	約　43ha	0
特別工業地区（第４種特別工業地区）	約 56.4ha	約 56.4ha	0
特別工業地区（第５種特別工業地区）	約 46.7ha	－	46.7
特別工業地区（利便増進地区）	約　7.2ha	約　7.2ha	0
合計	約 188.6ha	約 141.9ha	46.7

千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

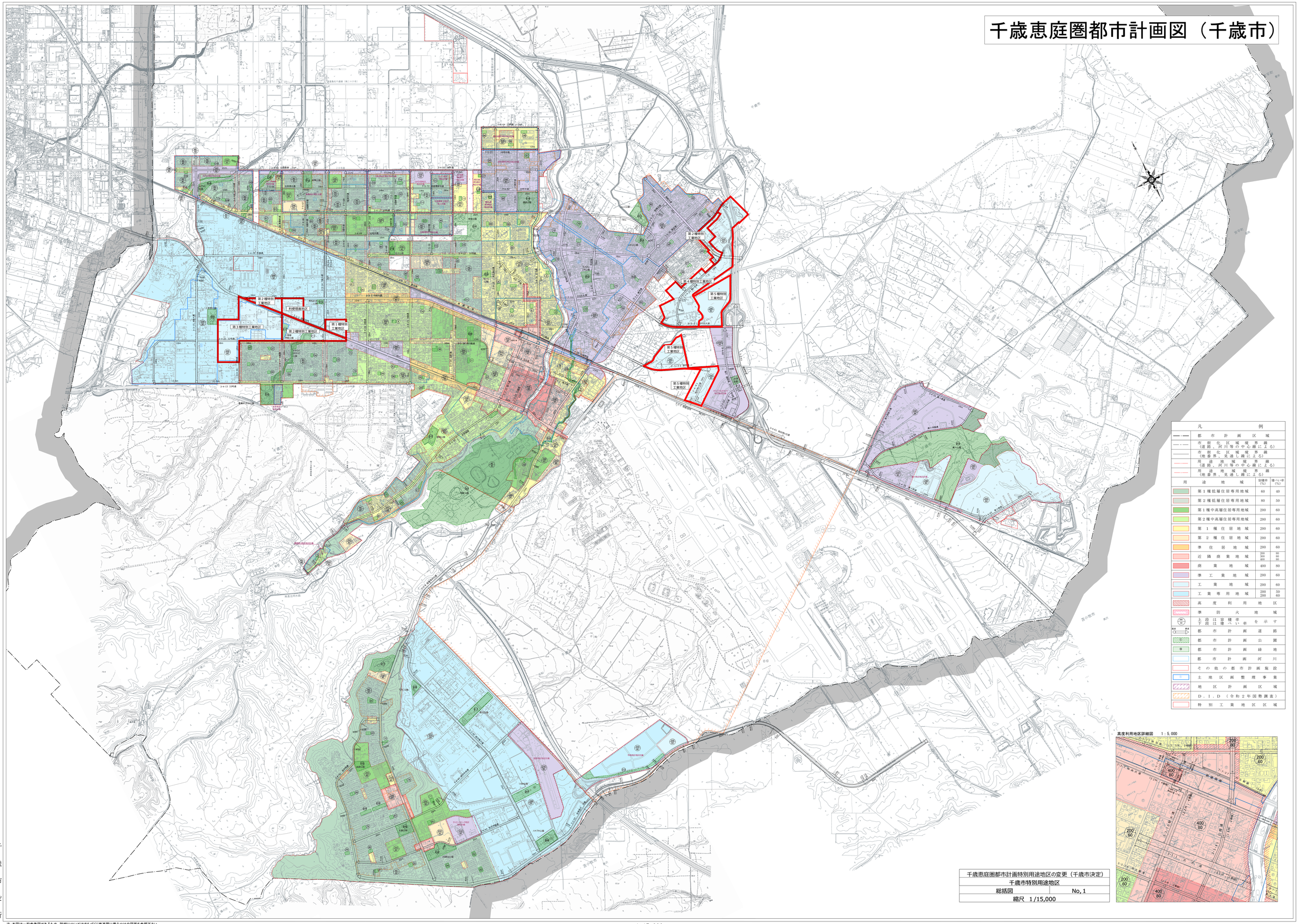

千歳恵庭圏都市計画特別用途地区の変更（千歳市決定）	
千歳市特別用途地区	
総括図	No, 1
縮尺　1/15,000	

注:本図は一般参考図であるため、詳細についてはまちづくり推進課に備えつけの図面を参照下さい。

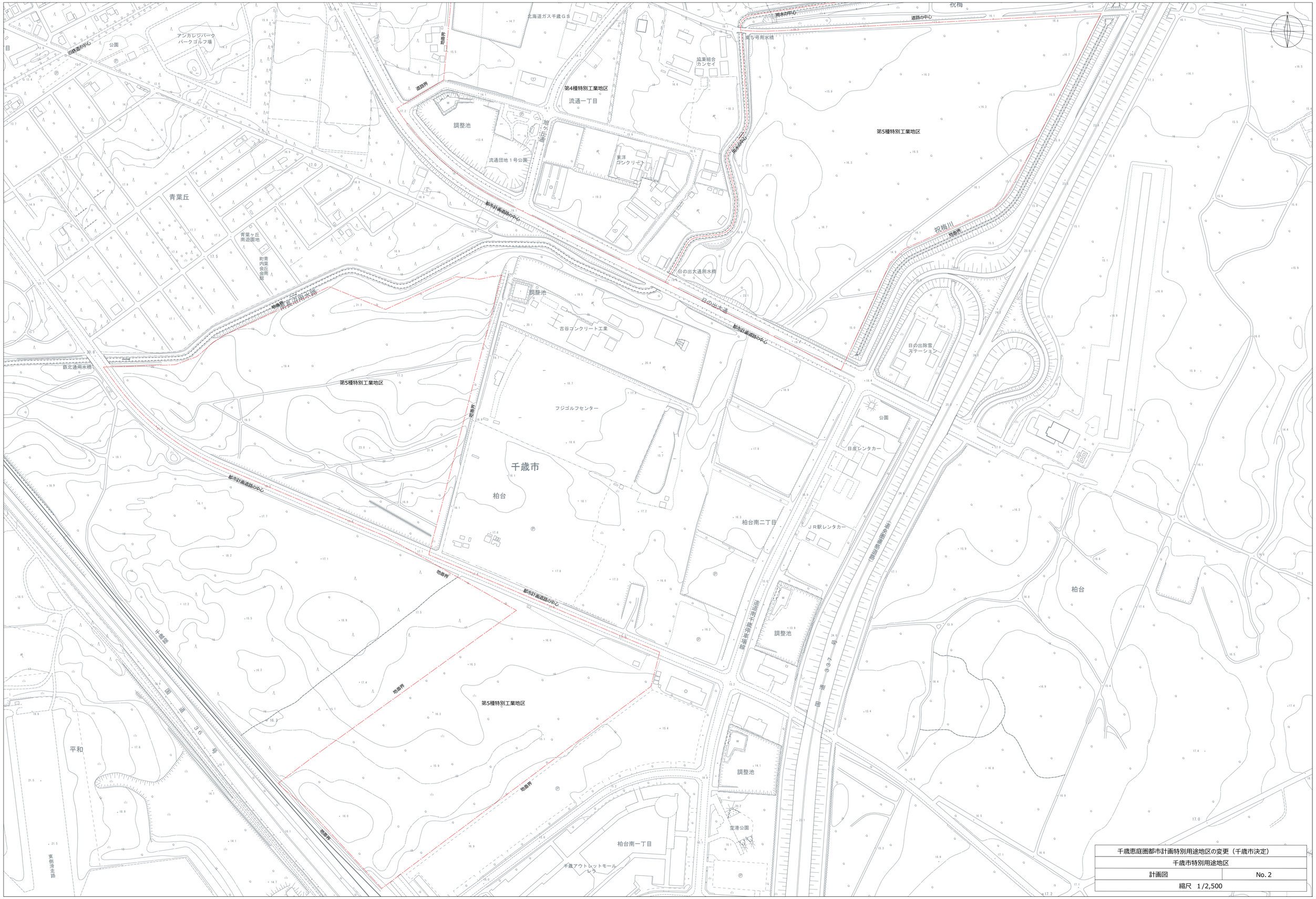

千歳恵庭圏都市計画特別用途地区の変更（千歳市決定）	
千歳市特別用途地区	
計画図	No. 2
縮尺　1/2,500	

1:2500